

為替自動振込規定

1. (取扱い)

- (1) 為替自動振込の取扱いについては、表記の記載内容にもとづき振込日の営業開始時に指定預金口座から払戻し振込いたしますので、振込金額と手数料の合計金額は指定日の前営業日までに指定預金口座にご入金ください。なお、指定日の営業開始時に指定預金口座の残高が上記合計金額に満たない時は、指定日当日の 11 時・12 時・13 時・14 時 30 分の 4 回再振替処理を実施し、最終振替処理の時点で指定預金口座の残高が上記合計金額に満たない場合は、その月の振込は処理いたしません。また、ご通知もいたしません。
- (2) 指定預金口座からの払戻しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず小切手または普通預金通帳・普通預金払戻請求書なしに当金庫所定の方法で処理いたします。
- (3) 預金払戻しの通知または振込金受取書等は発行いたしません。

2. (振込日)

振込日は毎月一定日に一回といたします。なお、振込日が休日の場合は指定に従い前営業日または翌営業日に振込いたします。また、その月に該当する振込日がない場合は、その月の末日に振込いたします。

3. (振込金額)

振込金額は 100 万円を限度とし、毎月一定金額あるいは振込月ごとの任意金額（0 円の非振込月の指定も可能）といたします。

4. (振込期間)

振込期間は 6 ヶ月以上 5 年以内といたします。

5. (手数料)

- (1) 振込手数料は振込のつど振込金額と同様に指定預金口座から払戻しいたします。
- (2) 振込手数料は金融情勢の変化等により変更することがあります。この場合は変更後の新手数料を払戻しさせていただきます。

6. (振込不能の取扱い)

振込処理の結果、受取人口座がない等の理由により受取人口座への入金ができない場合は、その月の振込は処理できなかったものとして指定預金口座へ振込金額を返戻いたします。ただし、手数料については返戻いたしません。

7. (振込停止)

振込を停止する場合は、振込日の前営業日までに取扱店にて所定の手続きをおとりください。

8. (解約)

- (1) この契約は振込期間の満了をもって終了いたします。
- (2) 指定預金口座が解約された場合はこの契約も解約されたものとします。
- (3) 振込期間内の途中で解約される場合は取扱店にて所定の手続きをおとりください。
- (4) 振込日に残高不足で振込不能となることが重なり、当金庫が必要と認めた場合はいつでもこの契約は解約できるものといたします。

9. (障害時の免責)

オンライン通信機器障害・回線障害等により振込が遅延することが生じた場合、当金庫はその責任を負いません。

10. (責任負担)

この取扱いに関して将来いかなる事故が生じても、当金庫の責任によるものを除き、当金庫はその責任を一切負いません。

11. (規定変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他、相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。